

入札説明書

第四管区海上保安本部の調達契約に係わる入札公告（令和3年1月7日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）などに定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第四管区海上保安本部長 廣川 隆

2 調達内容

- (1) 契約件名 浜島分室ほか35需給場所で使用する電力（低圧）（補給、単価）
- (2) 契約内容 仕様書のとおり
- (3) 需給期間 令和3年4月の計量日から1年間
- (4) 需給場所 浜島分室ほか35需給場所（仕様書のとおり）
- (5) 入札方法

本件は、入札及び書類の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお電子入札システムにより難しい者は、様式2紙入札参加願を提出すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

落札者の決定は、**最低価格落札方式**をもって行う。

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、仕様書に提示する契約電力及び月毎の予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条（以下「予決令」という。）の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に規定される次の事項に該当する者及び入札時点において、当該部局において取引停止の措置を受けている期間中でない者であること。
- (3) 令和元、2、3年度（平成31、32、33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）**「物品の販売」のA、B、C又はD等級**に格付けされ、**東海・北陸地域**の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒455-8528 愛知県名古屋市中区入船2-3-12

第四管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

TEL 052-661-1611（内線2223、2224）

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 電気事業法第2条の2に規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙1に掲げる入札適合条件を満たすこと。

4 入札参加申込

入札参加希望者は、証明書等提出期限の**令和3年1月21日17時00分**までに、使用するICカードの確認書及び、資格審査結果通知書の写し、かつ、適合証明書及びその根拠を示す書類を電子入札システムにより期限までに提出すること。ただし、紙入札方式で参加する者は、紙入札方式参加願及び、資格審査結果通知書の写しを紙により提出すること。

※ 入札参加希望者で、確認書類等が期限までに到着していない場合は、入札に参加できないので十分注意すること。また、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12

第四管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

TEL：052-661-1611（内線2223、2224）

FAX：052-661-1620

(2) 入札書等の提出期限

提出期限：**令和3年1月28日17時00分**

(3) 入札書の提出方法

- ① 入札書は、電子入札システムにて提出すること。ただし、紙入札方式参加願を提出した場合は、入札書を作成すること。

直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和〇〇年〇月〇日開札〔契約件名：〇〇〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- ② 郵便（配達証明又は書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和〇〇年〇月〇日開札入札書在中」と旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、上記4.（1）宛に入札書受領期限までに送付しなければならない。
- ④ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札書及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

（ア）委任状が提出されていない代理人のした入札

（イ）記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

- (ウ) 金額を訂正した入札
 - (エ) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である入札
 - (オ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - (カ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (キ) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
 - (ク) 競争参加資格のある者であっても、入札時点において、第四管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。
- (5) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (6) 代理人による入札
- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
 - ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係わる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所
令和3年1月29日 10時00分 第四管区海上保安本部 入札室
- (8) 開札
- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
 - ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
 - ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

6 問い合わせ先

- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
 - ・電子調達システム
<http://www.nyusatsu.geps.go.jp/>
 - ・電子調達システムヘルプデスク
TEL：0570-014-889
- (2) 入札、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12
第四管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係
TEL：052-661-1611（内線2223、2224）
FAX：052-661-1620
- (3) 仕様に関する問い合わせ先
第四管区海上保安本部 総務部 補給課

TEL : 0 5 2 - 6 6 1 - 1 6 1 1 (内線 2 2 5 5)

7 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ① この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ③ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ④ この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (2) 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

8 その他

- (1) 契約手続きに使用される言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
 - ① 証明書等を電子入札システムにて提出する場合、使用するアプリケーション及びファイルの形式は次のいずれかによるものとする。
 - ・使用アプリケーション ・ファイル形式
 - 「一太郎」 ⇒ 「Var8形式以上」
 - 「Microsoft Word」 ⇒ 「Word97形式以上」
 - 「Microsoft Excel」 ⇒ 「Excel97形式以上」その他のアプリケーションPDFファイル（Acrobat5以上で作成の画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）
ただし、証明書等の容量が1MBを超えない場合に限る。1MBを超える場合は、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）により提出すること。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書を電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙にて入札する場合は、封印した入札書を、本入札説明書3に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類を期限までに提出し参加資格を確認後、封印した入

札書を本入札説明書5(2)の入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- ③ 入札参加者は、第1回の入札に際し、入札書に記載された金額に対応し、押印及び記名を行った内訳書を開札時まで提出しなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、本入札説明書4、5に従い書類、入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者をもって落札者とする。

- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

(ア) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

(イ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(ウ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合、その場で紙くじ(又は電子くじ)を実施のうえ落札者を決定するものとする。電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000~999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は「紙入札方式参加願(様式2)」に記載するものとする。

- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内に、入札者に電子入札システム又は書面により通知する。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

履行完了後の毎月払とする。

(6) その他詳細規程

上記によるものの他、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、「第四管区海上保安本部入札・見積者心得書」によるものとする。

(7) 異義の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 確認書・入札書・紙入札方式参加願等の書式について

次のURLアドレスから適宜ダウンロードし作成すること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/nyusatsu/announcement/>

- ⑨ 本調達案件は、令和3年度の予算成立を条件とする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成30年度の未利用エネルギー活用状況、③平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

項目	数値	点数
① 平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
② 平成30年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 平成30年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別添「各用語の定義」を参照

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本品質保証機構の認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行ったものが、現在のグリーン電力証書の所有者を管理するための帳簿等の名義を国の名義に変更することをいう。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2 添付書類等

入札する書類に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類（別紙2適合証明書）及びその根拠を示す書類を入札説明書に定める期限までに提出すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《上記は把握できる最新の状況が平成30年度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表) 別紙 1 の「各用語の定義」

用語	定義
<p>①平成 30 年度 1kWh 当たりの 二酸化炭素排出 係数</p>	<p>「平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 30 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>②平成 30 年度の 未利用エネルギー 活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 30 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 30 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成 30 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 30 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成 30 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③平成 30 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>①平成 30 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成 30 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh) (ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー 電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥平成 30 年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 平成 30 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成 30 年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、</p>

	<p>需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
--	---

適合証明書

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ()	

2 平成 30 年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況		
	項 目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		
	項 目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		
①～⑤の合計点数			

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成30年12月改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。